

## **教育訓練給付制度がご利用いただけます**

弘前総合医療センター附属看護学校は、平成28年4月1日より「専門実践教育訓練給付制度厚生労働大臣指定 講座」として教育訓練給付制度をご利用いただけます。 ※平成30年1月から受講開始される方の支給対象者及び、支給額が拡充されました。

## **教育訓練給付とは**

労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部をハローワークから支給する雇用保険の給付制度です。

## **給付を受けることができる方**

受講開始日において一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であった者(離職者)のうち一般被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上あるもの。(ただし、初めて教育訓練給付金を受けようとする場合は支給要件期間が2年以上あれば要件を満たす)

※支給要件期間とは…受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者として雇用された期間をいいます。

## **給付額**

本校に支払った教育訓練経費(入学金・授業料対象)の50%に相当する額がハローワークから支給されます(年間上限40万円・3年間上限 120 万円)。また、看護師国家試験資格を取得し、受講修了日の翌日から起算して1年以内に一般被保険者として雇用された場合又は雇用されている場合、教育訓練経費の20%に相当する額を追加して支給されます。

※受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、訓練受講をさらに支援するため「教育訓練支援給付金」が支給されます。支給申請の詳細についてはお住まいの地域を管轄するハローワークにご確認ください。 ※本校の教育訓練経費とは、入学金と授業料(3年間)が対象となります。

## **申請手続き** 申請場所:申請者本人の住所を管轄するハローワーク

受講開始日の2週間前までに申請してください。

※やむを得ない理由があると認められない限り代理人又は郵送によって行うことはできません。その場合はハローワークへお問い合わせください。

詳しい内容は、インターネットより教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)を検索し、厚生労省ホームページにてご覧ください。

受講希望の方は内容等の説明を致しますので手続きの前に本校にご連絡ください。

Tel:0172-32-7771 (平日15時まで:教育訓練給付担当事務)

e-mail :106-Kangaku@mail.hosp.go.jp